

# 各種障害者手当のお知らせ

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分および等級に応じ、手帳や年金が支給される場合があります。

なお、一部の手帳や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

## 在宅重度障害者手当

次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者および施設入所者は除きます。

① 身体障害1～2級でIQ35以下の方

② 身体障害1～2級の方、IQ35以下の方または身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方（65歳以上で新たに障害者となった方は除きます）

## 手当の額

① 月額 15500円

② 月額 6750円  
支給制限 所得制限と併給制限があります。

## 特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者および長期入院者を除く）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します）

① 身体障害1～2級程度の障害を重複して有する方

② 身体障害1～2級程度の障害を有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害を有する方

③ 身体障害1～2級程度の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方

④ 身体障害1～2級程度の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

## 手当の額

国制度分 月額 26000円

県制度分（国制度分に加算して支給）

・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方  
月額 6850円

・ 身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方  
月額 1050円

● 所得に算入される労働者災害補償制度の年金について  
労災保険年金等振込通知書に記載の労災保険年金と労災援護給付金は所得に算入され、労災就学等援護費については、所得に算入されません。

## 障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く）に手当が支給されます。

① 身体障害1級（2級の一部を含む）程度の障害を有する方

② IQ20以下の方

③ 右記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方

## 手当の額

国制度分 月額 14140円

県制度分（国制度分に加算して支給）

・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方  
月額 6900円

・ 身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方  
月額 1150円

## 経過的福祉手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者を除く）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

① 身体障害1級（2級の一部を含む）程度の障害を有する方

② IQ20以下の方

③ 右記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方

## 手当の額

国制度分 月額 14140円

県制度分（国制度分に加算して支給）

・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額 6900円  
 ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方 月額 1150円

### 特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている方に手当が支給されます。

① IQ35以下程度もしくは身体障害1～2級程度の方、または同程度の障害もしくは病状を有する方

② IQ50以下程度もしくは身体障害3級(4級の一部を含む)程度の方、または同程度の障害もしくは病状を有する方

### 手当の額

① 月額 49900円

② 月額 33230円

支給制限 所得制限があります。

### 問い合わせ先

役場 民生課

内線169・232

### 現況届の手続きをお忘れなく

現在、児童扶養手当・遺児(県・

町)手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方に、現況届の手続きのお知らせを通知しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができませんので、期限内に必ず手続きをしてください。

また、現在支給停止中の方も必ず届け出てください。

### 提出期間

・児童扶養手当・遺児(県・町)手当 8月1日(金)～29日(金)

・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 8月11日(月)～9月10日(水)

※土日・祝日を除く

### 問合せ先

・児童扶養手当・遺児(県・町)手当に関する事

役場 子育て支援課

内線167・166

・その他手当に関する事

役場 民生課

内線169・232

皆様のご応募  
お待ちしております!

## 交通安全標語を募集します



交通安全推進協議会と女性運転者友の会では、交通安全事業の一環として「交通安全標語」を募集します。

入賞作品は、各種の交通安全啓発活動に活用させていただき、交通事故防止に役立てたいと思います。

アイデアいっぱいユニークな標語や車を運転する方の心に訴えるような標語をお待ちしています。

● **応募方法** 下記の応募用紙に必要事項を記入のうえ、役場都市整備課まで提出してください。

● **応募締切** 8月11日(月)

● **その他** 入賞作品は表彰を行い、応募者全員に粗品を贈呈します。

● ※標語は3点までとします。

● **問合せ先** 役場 都市整備課 内線155

(切り取り線)

### 交通安全標語 応募用紙

氏名		電話番号	( ) -
住所	大治町大字	字	
標語記載欄	●		
	●		
	●		